

各種開発事業にかかる埋蔵文化財の調査と費用負担等について

- ① 遺跡地図に記載された周知の埋蔵文化財包蔵地に該当しない場合でも、埋蔵文化財の所在が想定される場合は宮城県教育委員会の指導により
分布調査（現地確認）と必要に応じて**試掘調査**を行ないます。
試掘調査の費用は原則として公費で負担しておりますが、年間予算額に限度があるため
対象面積 **10,000㎡以上**の場合は費用の一部について**事業者の負担**をお願いすることがあります。
- ② 遺跡地図に記載された周知の埋蔵文化財包蔵地に該当している場合は、
必要に応じて宮城県教育委員会からの指示による**確認調査**（試掘調査）を行ないます。
確認調査の費用は原則として公費で負担しておりますが、年間予算額に限度があるため
対象面積 **2,000㎡以上**の場合は費用の一部について**事業者の負担**をお願いすることがあります。
- ③ 上記①・②に規定する面積に関わらず、予算の取得・支出状況により要望通りの時期に
試掘・確認調査が実施できない場合があります。なお、早期に調査実施をご希望の場合は
費用の一部について**事業者の負担**をお願いすることがあります。
- ④ 上記①・②の調査で遺構等が確認された場合は、
地下の遺構を**現状保存**するよう造成・施設配置・工法等の計画変更をご検討下さい。
- 例）遺構を確認した部分について、○保存区として開発区域から除外する。○工事で掘削を要する施設の配置を避ける。○小規模施設の場合は遺構の上面に保護層 30cm を確保し工事による影響を回避する。○造成を行なう場合は切土を回避し盛土は厚さ 2m 以内とする等
- ⑤ 上記④での計画変更が難しく地下の遺構への影響が避けられない場合は、
工事前に記録保存のための**発掘調査**（本発掘調査）を実施する必要があります。
この場合の調査費用については**全額が事業者負担**となります。
- ・発掘調査にかかる期間・費用の積算のために追加の確認調査を要する場合、その費用についても全額が事業者負担となります。
 - ・議会での承認を経て、事業者と町との業務委託契約を締結して実施します。調査着手は業務の状況により数か月後または翌年度以降の対応となります。

※**分布調査**：地表面の観察により遺物散布や地形等の状況を確認し、埋蔵文化財の有無を確認する。植生の被覆等により十分な確認ができない場合には試掘調査による確認が必要となる。

※**試掘調査**：遺跡地図に記載された周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲には含まれないが、埋蔵文化財の所在が想定される場合にその有無を確認するための部分的な掘削調査。

※**確認調査**：遺跡地図に記載された周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲内で、事業計画地内の埋蔵文化財の状況と土木工事等の関わりの有無を確認するための部分的な掘削調査。

※**発掘調査**：試掘・確認調査等で把握された遺構等について、現状保存が不可能となった場合に、その代替措置として記録保存を図るための全面的かつ悉皆的な掘削調査（本発掘調査）。

〔お問い合わせ先〕 蔵王町教育委員会 生涯学習課 文化財保護係（埋蔵文化財担当）

989-0892 宮城県刈田郡蔵王町大字円田字西浦北 10 蔵王町役場東庁舎内

TEL 0224-33-2328 FAX 0224-33-3831 MAIL info@dokitan.com